

議員提案第 88 号

脳脊髄液減少症の診断，治療の推進を求める意見書の提出について

このことについて，次のとおり意見書を提出するものとする。

平成 27 年 3 月 20 日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

遠藤 哲

本 凶 良 雄

古 泉 幸 一

皆 川 英 二

梅 山 修

青 野 寛 一

五 十 嵐 完 二

風 間 ル ミ 子

加 藤 大 弥

山 際 務

串 田 修 平

小 山 進

水 澤 仁

## 脳脊髄液減少症の診断，治療の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は，交通事故，スポーツ外傷，落下事故，暴力等，頭頸部や全身への衝撃により脳脊髄液が漏れ続け，頭痛，首・背中の痛み，腰痛，めまい，吐き気，視力低下，耳鳴り，思考力の低下等のさまざまな症状が複合的に発症する疾病とされています。

医療現場においては，このような症状の原因が特定されない場合が多く，患者はなまけ病あるいは精神的なものとして診断されてきました。また，この疾病に対する治療法として，ブラッドパッチ療法の有用性が認められていますが，保険適用外であり診断・治療基準も定まっていないため，患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより，患者家族の苦労もはかり知れないものがあります。

2011（平成 23）年度の厚生労働省研究班による脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する調査研究の報告書に，交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決してまれではないと明記され，このことにより外傷による髄液の漏れはあり得ないとの医学界の常識を覆す結果となりました。さらに，脳脊髄液減少症の一部である脳脊髄液漏出症の画像診断基準が定められ，2012（平成 24）年 5 月に，治療法である硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が先進医療として承認され，ブラッドパッチ（全額自己負担）以外の入院費用などに健康保険が適用される先進医療が実施されました。しかし，脳脊髄液減少症患者の約 8 割は脳脊髄液漏出症の診断基準には該当しないため，先進医療の適用を確実に受けることができません。

よって，国会及び政府においては，以上の現状を踏まえて，下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

### 記

- 1 脳脊髄液減少症等の治療法を速やかに確立し，その治療に対して医療保険を適用すること。
- 1 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究を 2015 年度以降も継続し，診断ガイドラインの早期作成とともに，子供に特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 1 脳脊髄液漏出症の診断基準に該当しない脳脊髄液減少症でも先進医療によるブラッドパッチ療法が受けられる認定施設を各都道府県に設けること。
- 1 ブラッドパッチ療法等の脳脊髄液減少症の治療を，災害共済給付制度，労働者災害補償保険，自動車損害賠償責任保険の対象に加えること。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 3 月 20 日

新潟市議会議長  
志 田 常 佳

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣

}  
あて